

特集

議会改革で今年度に 解決する論点は

①改革の論点は

高山市議会は、議会基本条例制定から5年を経過して、第2ステージを考ます。あるジャーナリストは議会は誰でも参加でき、意見の言える広場であることを示さなければならず、議会改革の最後は、誰もが無理なく議員になれる仕組みの実現であろうと論じています。こうした論調も捉えると、これまでの議会改革の論点6項目（①議員の身分・待遇 ②議員の政治倫理 ③議会活動の評価 ④議会と市民の関係 ⑤議会活動 ⑥議会体制整備等）について、今後の更なる進化に取り組む必要性があります。今年度は特に、論点①の「議員

の身分・待遇」への課題解決の方向性の議論を深め、任期中には一定の結論を出すこととしています。その論点では、1議員定数、2議員報酬、3政務活動費のあり方、4諸手当のあり方の視点から議論を重ねる準備をしています。

さて、ある研究者は、「議会と議員は公と民の境界を調整し、共助を作り出す。行政がルールの運用が誤っていれば解釈を正す。制度がずれていれば改正する。住民の声になっていないことまで感じ取る感性を磨き様々な地域を無理なく歩いてその状況をつぶさに把握することができる範囲を考え、制度にひっかからないも

の、制度の境界にあるものは行政で扱えない。それを感じ、見取することに議員の役割がある。議員定数は単純な人口数に比例させればよいのではない。問題を抱えたときに公の手によって解決される可能性が平等になるようにすべきものである」と語られています。

ここで、市として日本一広い面積を有し、点在する各地域が持続的な発展を可能とすることを前進的に考える時に、どうあればよいかに配慮しつつ、留意点として、議会の三つの常任委員会による人員構成や面積要件の加味（多様性の重視―市街地・支所地域）と多様な住民意見の集約な

どがあります。こうしたことから、今後の人口動態にも留意しつつ、常に、「新たな議会を創り出す」条件として、この論点での具体的な方向性の醸成に取り組みます。

②政務活動費の事務的な新しい運用は

高山市議会における政務活動費は従来より「後払い方式」とすることで適正かつ透明に運用してきました。

政務活動費交付に関する条例は平成29年3月27日に改正され、特に領収書を市のホームページでも公表することになりました。そのため、これまで以上に政務活動費の適正支出事務を図るため、「政務活動費マニュアル」を作成し、更なる内容充実を図ります。次ページの表は、交付申請から収支報告までの流れを示しています。

項目別の政務活動費運用指針

・条例第4条別表の経費の使途基準は、次の事項を参考例として運用する。

項目	内容(参考例)
調査研究費	会派等が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費(調査委託料等)
研修費	会派等が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費(講師謝礼、会場費、機材借上料、資料代、会費、交通費、宿泊費(食事代を除く)、自動車借上料、駐車料金、高速料金、入館料等)
資料作成費	会派等が行う市政に関する調査研究に必要な資料の作成に要する経費(資料の印刷製本代(機関紙等の発行を除く)等)
資料購入費	会派等が行う市政に関する調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費

※上記のほか、各項目において会派等で使用する調査研究のために必要な消耗品代、通信費、使用料、備品代を参考例に含むものとする。